

日本心臓ペースメーカー友の会栃木支部規約

(名称)

第1条 当支部は、日本心臓ペースメーカー友の会（以下、本会という）栃木県支部と称する。

(事務所)

第2条 当支部の事務所は、栃木県宇都宮市今泉4-1 4-5におく。

(目的)

第3条 当支部は、埋め込み型心臓ペースメーカー（PM）・除細動器（ICD）等の生命維持装置（以下、心臓ペースメーカー等と称する）によって生命を救われたことを認識し、感謝、報恩・奉仕（ボランティア）の精神に基づいて、会員の適切な健康管理、並びに健全にして快適な日常生活の確保を図り、もって社会福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 心臓ペースメーカー等並びに健康管理に関する知識の向上。
- (2) 大学、病院その他医療機関等との相互交流。
- (3) 支部便りの発行。
- (4) 会員相互の親睦、情報の交換。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項。

(会員)

第5条 当支部は本会の会員であって栃木県地区に住所を有する者をもって会員とする。賛助会員は本会の趣旨に賛同し物心両面で協力するもの。

(役員)

第6条 当支部に次の役員を置く。
支部長1名、副支部長3名以内、理事15名以内（支部長、副支部長を含む）
役員は、支部会員の中から支部総会において選任する

(役員の仕事)

第7条 支部長は支部を代表し、支部の会務を総括し、支部総会及び理事会の議長となる。

- 1, 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 2, 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 3, 監事は、財務状況を監査し、必要に応じて理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。但し、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。
役員の仕事は妨げない。

(相談役・顧問)

第9条 当支部に相談役及び顧問を置く事が出来る。

(会議)

第10条 会議は支部総会及び理事会とする。

(支部総会の開催)

第11条 支部総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

(支部総会の決議事項)

第12条 支部総会は次の事項を決議する。

- 1, 事業報告及び決算。
- 2, 事業計画及び予算。
- 3, 役員を選任。
- 4, 規約の改正。
- 5, その他支部の運営に関する重要な事項。

(理事会の開催)

第13条 理事会は必要に応じて随時開催する。

(理事会の決議事項)

- 第14条
- 1, 総会に付議すべき事項。
 - 2, 総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

(会議の方法)

- 第15条
- 1, 支部総会は、出席者をもって成立し、その過半数によって決議する。
 - 2, 理事会は、半数以上をもって成立し、その過半数を持って決議する。

(事務局)

第16条 当支部の事務を処理するために、事務局を置く。

(資産の管理)

第17条 資産は理事会の責任において支部長が管理する。

(経費)

- 第18条
- 1, 当支部の経費は、本会よりの交付金、寄付金、及びその他の収入によってこれを賄う。
 - 2, 支部会費を徴収する場合は支部総会により決定する。

(事業年度)

第19条 当支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第20条 規則に規定する会執行のために必要な事項は、理事会の議を経て定める。

第21条 本規約に明記していない事項は、日本心臓ペースメーカー友の会の会則に準じる。

第22条 本規約は、平成21年4月5日より実施する。

以上